入 札 公 告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 森田 富幸

1. 競争入札に付する事項

(1) 件 名:自動車の賃貸借契約(単価契約)

(2) 仕様等 : 入札説明書による(3) 履行期間 : 入札説明書による(4) 履行場所 : 入札説明書による

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の 理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、競争参加資格を 有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時
- (1)場 所 横浜市中区北仲通 5 5 7 横浜第 2 合同庁舎 3 階 横浜植物防疫所総務部会計課 調達係 TEL 045-211-7151
- (2) 日 時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで (ただし、行政機関の休日を除く。午前9時~午後5時)

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含め、仕様書に示す予定数量に単価を乗じて算出した金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し及び入札説明書において示す書 類
- (2)提出期限 令和6年3月26日(火) 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の(1) に同じ(郵送可とする。)

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日(水) 午後2時30分 入札後直ちに開札を行う
- (2)場 所 横浜植物防疫所 会議室(横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階) ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日(火)午後5時までに上記3の(1)に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。 なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. 契約書の作成の要否

要

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ (http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html) をご覧ください。

仕 様 書

1. 件 名 : 自動車の賃貸借契約(単価契約)

2. 目 的 : 植物検疫業務を行うための移動手段

3. 使用場所 : 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、

栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、長野県、

山梨県及び新潟県

4. 使用者: 植物防疫所に所属する職員

5. 契約期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6. 仕様等

6-1. 日単位

(1) 仕様別紙「車両の仕様」のとおりとする。

(2) 借受場所 請負者の店舗・営業所等とする。

店舗営業所等は使用場所等における鉄道の駅等近傍(概ね徒歩 5分以内)に所在していること。

このうち、弘前駅、盛岡駅、仙台空港駅、いわき駅、郡山駅、新 白河駅、甲府駅、宇都宮駅、那須塩原駅、小山駅、熊谷駅、高崎 駅、空港第2ビル駅、水戸駅、つくば駅、大宮駅、南越谷(新越 谷)駅もしくは草加駅、関内駅又は桜木町駅、新潟駅、新潟空港 近傍に所在することを必須とする。

なお、これを確認できる書類として、別紙様式「鉄道の駅等近傍の借受場所一覧表」を入札説明書で示す書類の提出期限までに提出すること。

(3) 借受方法 原則、利用者は、借り受けを希望する日の前日までに、氏名、 借受希望日、借受・返却予定時刻、スタッドレスタイヤの装着、 四輪駆動車等の必要な条件を連絡するが、急を要する場合には借 り受けを希望する当日に連絡することもあり得る。

返却予定時刻を超えて利用するときは、返却時間の1時間前までに借受店舗・営業所に通知することとする。

配車にあたり、別紙「車両の仕様」に記載された車両クラスの配車が困難な場合には、上位車両クラスの車両を配車する場合は差し支えない。その場合においても車両クラスの違いによる契約単価との差額料金の支払いは行わない。

(4) 返却場所 車両を借り受けた店舗・営業所等とする。

但し、事前に借受店舗以外で返却することの許可を得た場合は、

返却店舗は乗捨に対応すること。

なお、車両返却時に使用者が燃料を補給することを要しないものとし、燃料代は、請負者が別に定める1キロメートルあたりの燃料単価に走行距離を乗じた額(円未満切り捨て)を負担する方法によるものとする。

6-2. 月単位

- (1) 仕 様 別紙「車両の仕様」のとおりとする。
- (2) 保管場所 請負者の駐車場

上記保管場所以外を保管場所として月単位のレンタカーを借り 受けようとする場合は、横浜植物防疫所と請負者での協議の上、 決定するものとする。

- (3) 借受方法 新規に借用する場合、借用開始希望日の5営業日前までに、請 負者に使用場所、使用期間等必要事項を連絡するものとする。 引き続き同じ車両の借用を希望する場合は、借用期間が終了す る日の3営業日前までにその旨を電話、ファクシミリ等により、 請負者に連絡するものとする。
- (4)返却方法 請負者が保管場所まで引き取りに赴くこと。なお、引き取りにかかる費用はすべて請負者が負担すること。

7. 保険・補償

- (1) 請負者の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等(以下、「事故等」という。)が発生し、車両の修理・清掃等(以下、「修理等」という。)が必要となった場合、請負者は、その状態に応じて、事故等の程度や修理等の所要時間に関わらず、請負者は次に掲げる金額を横浜植物防疫所に請求できるものとする(以下、当該請求行為及びその料金を「ノンオペレーションチャージ」という。)。
 - A. 自走が可能な場合 1件につき 20,000円(非課税)
 - B. 自走が不可能な場合 1件につき 50,000円(非課税)

なお、Bに該当する場合で、修理工場等への車両の移送に費用がかかる場合は、上記金額に加え、その料金を請求できるものとする。

請負者は、ノンオペレーションチャージの請求を行う場合には、当該車両を使用した職員及び検査職員に速やかに通知するとともに、請求書に次に掲げる書類を添付して当所に提出すること。

- i. ノンオペレーションチャージを適用する事故等(以下、「適用事故等」という。)が発生した日時、場所、使用者、状況、修理等の内容及び修理等に要した時間を明らかにした書面。
- ii. 適用事故等の状況が判る写真。
- iii. その他、ノンオペレーションチャージの請求にあたって必要になると当所が判断し、請負者に提出を指示した書類。
- (2) 事故等が発生した場合は請負者が車両に付保する保険及び補償により

補填することを原則とするが、事故等の内容及び原因から国家賠償法(昭和22年法律第125号)を適用すべきと判断した場合は、この限りではない。

8. 利用時間区分毎の予定数量

8-1. 日単位

(1) 排気量1000cc~1300ccクラスの乗用車

又は同クラスに相当する車種 530回

(2) 四輪駆動車利用 25回

(3) スタッドレスタイヤ装着 15回

(4) 乗車定員が7名以上の車両 5回

(5) 使用回数は借受時間が24時間をもって1回として計算する ※回数は予定であり、実際に利用を約束するものではない。

8-2. 月単位

- (1) 12回(1か月に2台借りる場合は、2回とカウント)
- (2) スタッドレスタイヤ装着 4回
- (3) 四輪駆動車利用 4回 ※回数は予定であり、実際に利用を約束するものではない。

9. その他

- (1)請負者は、日単位の場合は返却時、月単位の場合は毎月末に貸し渡した事実のわかる書面を発行するものとする。
- (2) 検査職員は、上記の書面の提出を受け検査するものとする。
- (3)請求は一月単位で毎月月末を締日とする。 支払期限は、適法な支払請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (4) 支払請求書には、内訳(使用者、借受店舗・営業所等、借受・返却時刻)を添付し、ノンオペレーションチャージに係る請求は別に請求すること。
- (5) 日単位で借り受けた車両を連続して使用した場合で、月単位の借り受け単価を 超えた場合は、月単位の単価と同額で請求すること。
- (6) その他
 - ・ETCカードは当所が所有しているものを使用する。
 - ・借り受けた車両に損傷等が生じた場合、借り受けた車両を原因とした物品等の損害及び人身の傷害等が生じた場合には、7.(2)及びノンオペレーションチャージに該当するものを除き、全て請負者の負担により対応すること。
 - ・当所が希望した場合、利用者・利用場所・金額が明記された、電子データの 提供を行うこと。
 - ・前述6-1 (4) で事前に借受店舗以外で返却することの許可を得た場合の 乗捨料金、車両クラスごとの燃料代(1 キロメートルあたりの燃料単価)は契約締 結後に協議の上決定するものとする。

車両の仕様

- (1) 車両クラス
 - 1) 排気量1000cc~1300cc クラスの乗用車 又は同クラスに相当する車両
 - 2) 乗車定員が7名以上の車両
- (2) 使用燃料

レギュラーガソリン仕様とする

(3) 変連機

普通免許(オートマチック車限定)で運転することができること

- (4) 安全装備
 - ・ 衝突被害軽減制動制御装置又はそれに類する機能
 - ・ 運転席及び助手席SRSエアバッグ
- (5) 冬期の装備等

利用者の求めに応じて、スタッドレスタイヤを装着した車両及び四輪駆動車を貸し出すこと。

- (6) その他装備
 - ・エアコン
 - ・カーナビゲーション
 - · ETC車載器
 - ・パワーステアリング
 - ・ ドライブレコーダー (月単位で借用する場合)

(7) 環境基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(最新版)」に規定された自動車等の基準を満す自動車であること

(8) その他

- ・利用者の過失によらないトラブルが発生した場合は、請負者の責任で速やかに車両を交換すること。
- ・本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じた場合は、横浜植物防疫所総務部会計 課調達係と協議の上、これを定めるものとする。

別紙様式

鉄道の駅等近傍の借受場所一覧表

駅(空港)名	店舗・営業所名称	店舗·営業所住所	電話番号	備考
弘前駅				
盛岡駅				
仙台空港駅				
いわき駅				
郡山駅				
新白河駅				
甲府駅				
宇都宮駅				
那須塩原駅				
小山駅				
熊谷駅				
高崎駅				
空港第2ビル駅				
水戸駅				
つくば駅				
大宮駅				
南越谷(新越谷)駅				
草加駅				
関内駅				
桜木町駅				
新潟駅				
新潟空港				

鉄道の駅等近傍(おおむね徒歩5分以内)に所在している店舗・営業所は上記のとおりです。

支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 殿

住所 商号又は名称 代表者氏名